

一 般 競 争 入 札 説 明 書

沖縄県が発注する物品等の調達契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）について、この入札に参加する者（以下「入札参加者」）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年8月4日（火曜日）

2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 油圧式オールテレーンクレーン 2台
- (2) 納入期限 令和9年3月31日（水曜日）
- (3) 納入場所 南大東港（沖縄県南大東村）及び北大東港（沖縄県北大東村）

3 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札参加者資格 次の要件を全て満たす者

ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 購入物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。

ウ 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

- (2) 入札者に求められる事項 上記要件を満たすことを証明する書類を審査に必要な書類として、令和8年8月14日（金曜日）午後5時までに4の(1)に掲げる場所に提出すること。

4 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、申請書等提出確認票及び同確認票に記された一般競争入札参加資格登録申請書（第1号様式）等の資料を申込期間内に次の場所に提出すること。郵送の場合は、書留郵便により提出すること。ただし、不備等がある場合は、申込期間内に補正しなければならない。なお、入札参加資格の有無については、申請書を確認のうえ申請人に通知する。

(1) 申込場所 沖縄県土木建築部港湾課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2395

- (2) 申込期間 令和8年8月4日（火曜日）から同年8月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

受付時間 午前9時から午後5時まで

5 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日 令和8年9月14日（月曜日）午前10時

- (2) 入札場所 沖縄県庁舎11階土木建築部第2入札室

- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法

令和8年9月11日（金曜日）午後5時までに簡易書留郵便により入札書（第5号様式）を4の(1)に掲げる場所に提出すること。

6 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札参加者資格 次の要件を全て満たす者

ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 購入物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。

ウ 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

(2) 入札者に求められる事項 上記要件を満たすことを証明する書類を審査に必要な書類として、令和8年8月14日（金曜日）午後5時までに4の(1)に掲げる場所に提出すること。

7 入札の方法 入札は次の方法により行う。

(1) 入札書の提出方法

入札者は入札公告及び入札説明書その他関係書類を熟読のうえ、入札書（第5号様式）を所定の日に持参すること。入札書は入札時に封書にすること。

(2) 入札金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額（消費税込み）の110分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記入すること。

(3) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。）をもって落札金額とする。

(4) 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵送による入札書の提出で、入札者又は代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(5) その他

ア 入札の際に、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（第4号様式）を持参し提出すること。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 入札保証金の額

(1) 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み）の100分の5以上とする。

(2) 入札保証金は、一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。

10 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

11 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

12 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

13 契約保証金

契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は1回までとする（初回入札を含めて2回）。

16 契約の成立要件

この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

17 入札説明書の内容についての質問受付及び回答

- (1) 質問は、質問書（第3号様式）により行うものとし、メールによる方法のみで受け付ける。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びメールを併記するものとする。

①メールの送付先：aa062006@pref.okinawa.lg.jp

②質問の受付期間：令和8年8月4日（火曜日）から同年8月14日（金曜日）午後5時まで

- (2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：沖縄県土木建築部港湾課ホームページ

②回 答 日：令和8年8月20日（木曜日）

③閲覧期間：回答日から令和8年9月14日（月曜日）まで